

令和7年度自動車税種別割のグリーン化税制について

令和7年4月
岐阜県

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、自動車税種別割の税率を軽減（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を高く（重課）する特例措置「自動車税種別割のグリーン化税制」については、以下のとおりです。

自動車税種別割が通常の税率より軽減される自動車（軽課）

次の自動車については、令和7年度分のみ自動車税種別割を軽減します。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに新車新規登録された自家用乗用車

対象自動車	軽減内容
○ 電気（燃料電池含む）自動車 ○ 天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制NOx10%低減） ○ プラグインハイブリッド自動車	自動車税種別割を約75%軽減

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに新車新規登録された自動車（自家用乗用車を除く。）

対象自動車	軽減内容
○ 電気（燃料電池含む）自動車 ○ 天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制NOx10%低減） ○ プラグインハイブリッド自動車 ○ 「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準90%達成車」かつ「令和2年度燃費基準達成車」（営業用乗用車に限る：ガソリン車又はLPG車） ○ 「H30規制適合又はH21規制適合」かつ「令和12年度燃費基準90%達成車」かつ「令和2年度燃費基準達成車」（営業用乗用車に限る：ディーゼル車）	自動車税種別割を約75%軽減
○ 「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準70%達成車」かつ「令和2年度燃費基準達成車」（営業用乗用車に限る：ガソリン車又はLPG車） ○ 「H30規制適合又はH21規制適合」かつ「令和12年度燃費基準70%達成車」かつ「令和2年度燃費基準達成車」（営業用乗用車に限る：ディーゼル車）	自動車税種別割を約50%軽減

※「★★★★」：H30排出ガス基準50%低減達成車又はH17排出ガス基準75%軽減達成車

自動車税種別割が通常の税率より高くなる自動車（重課）

次の自動車については、令和7年度の自動車税種別割が高くなります。

ディーゼル車	新車新規登録から11年を超えるもの（平成26年3月末までの初度登録）
ガソリン車、LPガス車	新車新規登録から13年を超えるもの（平成24年3月末までの初度登録）

重課の内容	通常の税率より概ね15%重課（バス・トラック等は概ね10%重課） 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は重課の対象から除外します。
適用期間	抹消登録などにより課税対象とならなくなるまで